

## 首相及び閣僚の靖国神社公式参拝に関する見解並びに要請

私たち仏教徒は、釈尊の御教えである「いのちの尊重」「慈悲の精神」に反し、かつて戦争にかかわったことへの反省の上に立ち、争いのない世界をめざして様々な活動を行っております。

本年も「戦没者を追悼し平和を祈念する日」が近づいてまいりました。本会の加盟団体に所属する全国七万余の寺院でも、太平洋戦争を始めとするすべての戦没者の方々に対し、丁重に追悼法要を行つて来ております。

毎年、千鳥ヶ淵戦没者墓苑において追悼法要並びに平和祈願の法要を多くの檀信徒とともに行つている加盟団体の宗派もございます。

そのうえで、本会は、一九八一（昭和五十六）年以来、首相及び閣僚の「靖国神社公式参拝」に対して一貫して反対の意思を表明してまいりました。

靖国神社が、過去において、国家神道の象徴的な神社としての地位を与えられ、先の大戦まで戦争遂行の精神的支柱の役割を果たしたことは歴史的事実であります。

終戦後、日本は日本国憲法を制定し、平和をめざして歩んできました。しかし、現在の靖国神社に、首相及び閣僚が公式参拝することは、憲法に定める「信教の自由」「政教分離」の原則に抵触するばかりでなく、靖国神社が今もなお国家の中心的な戦没者追悼施設であるかのような誤解を招くことになりかねません。なぜならば、靖国神社は、特定の基準をもつて合祀の対象とした戦没者を祀る神社であり、一宗教法人施設であることは明白であるからです。

戦没者の追悼は、本来各ご遺族がそれぞれの仰ぐ宗教によつてなされるべきものであります。これを国家の名において行うのであれば、それは戦争によつてかけがえのない生命を失われた全ての方々に対する深い懺悔と、平和に対する願いをこめて丁重になされるべきであり、その儀礼のあり方もご遺族の方々の信教の自由を侵さぬよう配慮されなければなりません。

安倍内閣におかれましては、「信教の自由」と「政教分離」の原則に基づいて、国民誰もが安らかな心で戦没者を追悼することができますよう、賢明なご判断とより一層慎重な行動をとられますよう、重ねてお願い申しあげます。

二〇一九（令和元年）年七月三十日

公益財団法人全日本仏教会

理事長 釜田隆文



内閣総理大臣 安倍晋三 殿